

～ふるさと納税について～

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。例えば、年収700万円の給与所得者で扶養家族が配偶者のみの場合、30,000円のふるさと納税を行うと、2,000円を超える部分である28,000円（30,000円－2,000円）が所得税と住民税から控除されます。

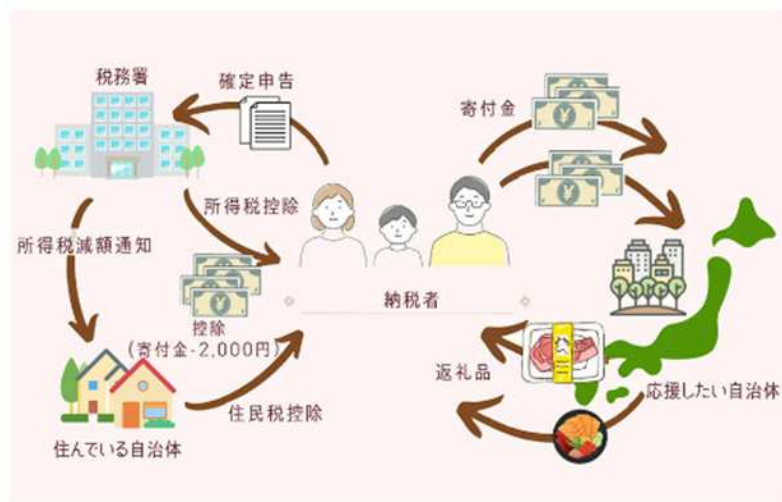
（※寄附をする人の収入や家族構成に応じて控除額は変わりますのでご注意ください※）

控除外		控除額	
適用 下限額 2,000円	所得税の控除額 (ふるさと納税額-2,000円) ×所得税率	住民税の控除額(基本分) (ふるさと納税額-2,000円) ×住民税率(10%)	住民税の控除額(特例分) 住民税所得割額の2割を限度

☆ワンストップ特例制度☆

確定申告を行う必要がない給与所得者等については、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、あらかじめ申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が平成27年4月から始まりました。ワンストップ特例制度の申請期限は、寄付をした翌年の1月10日となります。

ふるさと納税の流れ



特産品は所得税法上の「一時所得」に該当します。一時所得には50万円の特別控除が認められておりますが、他に50万円を超える一時所得がある場合には、特産品を上乗せして申告することになります。

税理士法人
土手内総合事務所